

# 西東京市国民保護計画を策定

市では、国民保護法に基づき、武力攻撃やテロ等に備えて、国民の保護のための措置を的確・迅速に行うため、「西東京市国民保護計画」を策定しました。

この概要についてお知らせします。

防災課 ☎ ( ☎内線2232 )

詳細は、情報公開コーナー(両庁舎1階)防災センター・市HPでご覧になれます。

## Q 目的は？

武力攻撃やテロ等から市民の生命・身体・財産を保護し、市民生活や経済への影響を最小とするため、避難・救援・復旧等の国民保護措置を的確・迅速に実施することです。

## Q 対象とする事態は？

### 武力攻撃事態

- 着上陸侵攻
- ゲリラ、特殊部隊による攻撃
- 弾道ミサイル攻撃
- 航空攻撃

### 大規模テロ等(緊急対処事態)

- 危険物質がある施設への攻撃(ガス貯蔵施設等)
- 大規模集客施設等への攻撃(駅、列車、劇場等)
- 大量殺傷物質による攻撃(炭疽菌、サリン等)
- 交通機関を破壊手段とした攻撃(航空機自爆テロ等)

## Q 主な内容は？

### 平素からの備え

- 組織・体制の整備
- 関係機関との連携体制の整備
- 通信の確保
- 警報伝達体制の整備

避難誘導体制の整備  
物資および資材の備蓄、整備  
訓練の実施

### 武力攻撃事態等への対処

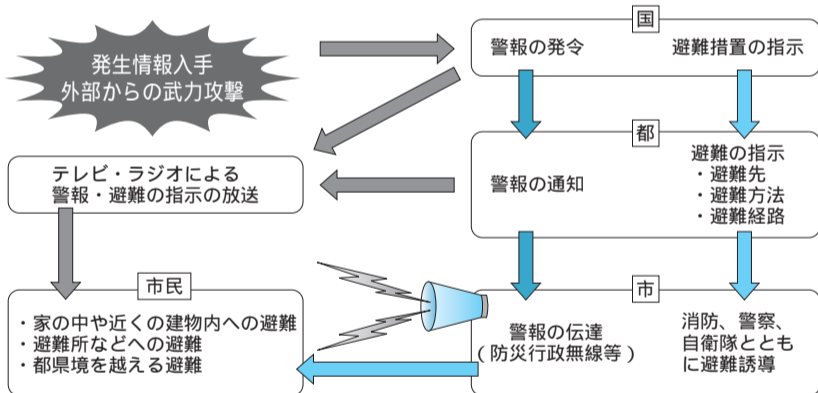
- 警報の内容の伝達
- 避難指示の伝達
- 避難住民の誘導
- 避難住民の救援
- 被害の最小化

### 大規模テロ等(緊急対処事態)への対処

- 平時における危機情報の把握
- テロ等発生時の対処

～皆さんへのお願い～  
**◇大規模テロ等発生時は、落ち着いて指示にしたがい行動してください。**  
 避難時は、高齢者や障害者等災害時要援護者の方を助けてください。  
 事業者の方は、従業員や施設内にいる方々の避難誘導を行ってください。  
**◇日ごろから、不審者や不審物を発見した時は、警察署や消防署等にすぐに連絡してください。**

警報・避難の指示の流れ



# 消費生活相談 Q & A

**Q** マンションに引っ越した直後に「管理会社から来た」と訪問され、「つけると水道管がさびない。ほかの部屋はみんなつけている」と言われ、活水器の契約をした。しかし、管理会社とは関係ない業者だったので解約したい。

**A** この件は契約から2週間経っており、契約時の問題点を書面にして事業者に送付した後、消費者センターからも交渉しました。セールストークに問題があったことを認め、無条件解約ができました。

この事例のように、入居したてのマンションの住人対象に、あたかも管理会社や貸主が推薦して取り付けることが必要だと思わせて、高額な商品を契約させることがあります。このようなケースの商品に

は、水道管に取りつける『活水器』、水道に取りつける『浄水器』、『防犯設備』、『消火器』等があります。

公的機関が消費者宅を訪問し、特定の商品を販売することはありません。また、管理会社や大家があらかじめ通知等で知らせていない商品・サービスの販売の場合は、必ず確認してから契約しましょう。「今なら安い」等と契約を急がされても、すぐに契約をしないようにしましょう。

訪問した販売員から契約した場合、契約から8日以内はクーリング・オフ期間ですので通知を出すことにより解約できます。

詳細は相談室へお問い合わせを。消費者センター消費生活相談室 ☎425-4040

# 違法駐車はみんなの迷惑

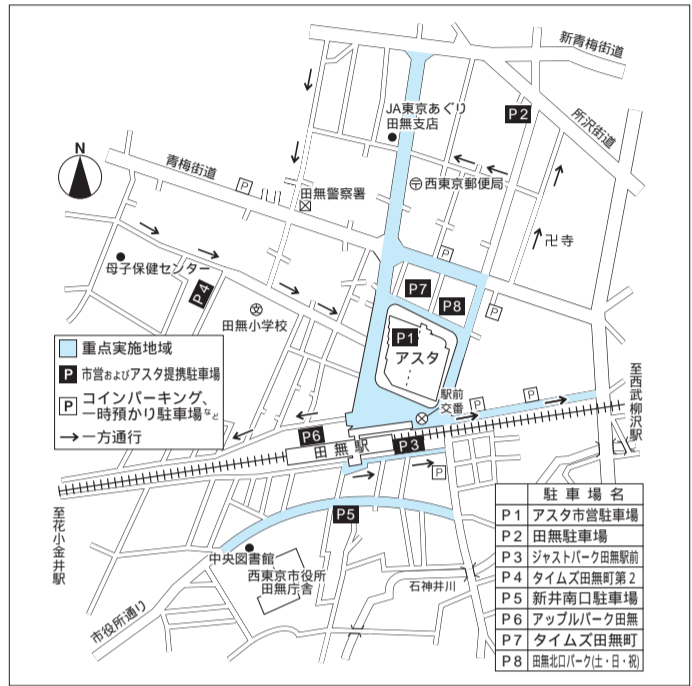
～車は駐車場にとめましょう～

違法駐車は、交通渋滞や交通事故の原因になり、救急車や消防車等の緊急車両の通行の妨げにもなります。

駐車車両による事故原因としては、駐車車両に衝突する事故(特に夜間) 駐車車両があるため進路変更した際の事故 駐車車両前後の飛び出し事故 駐車車両による歩行者等の発見の遅れによる事故 等があげられます。

車を駐車する際は、駐車場を利用する等、ドライバーの皆さんの協力をお願いします。市では、「西東京市違法駐車等の防止に関する条例」により、田無駅周辺を「違法駐車等防止重点実施地域」に指定しています。(地図参照) この地域には、交通指導員を配置して、「駐車抑制の指導」と「啓発活動」等を行っています。

交通計画課 ☎ ( ☎内線2473 )



# ?お困りのときに無料相談!

内容	日時	場所
一般市民相談	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時	田・保
法律相談	6月26日(火)、27日(水)、7月5日(木)、6日(金) 午前9時～正午 7月5日は人権・身の上相談を兼ねる	田
	6月28日(木) 午前9時～正午 人権・身の上相談を兼ねる 7月3日(火)・4日(水)・10日(火) 午後1時30分～4時30分	保
	7月5日(木) 午前9時～正午	田
人権・身の上相談	6月28日(木) 午前9時～正午	保
専門相談	6月22日(金) 午後1時30分～4時30分	田
	7月6日(金) 午後1時30分～4時30分	保
不動産相談	7月5日(木) 午後1時30分～4時30分	田
	7月12日(木) 午後1時30分～4時30分	保
登記相談	7月12日(木) 午後1時30分～4時30分	田
	6月21日(木) 午後1時30分～4時30分	保
表示登記相談	7月12日(木) 午後1時30分～4時30分	田
	6月21日(木) 午後1時30分～4時30分	保
交通事故相談	7月11日(水) 午後1時30分～4時30分	田
	6月27日(水) 午後1時30分～4時30分	保
年金・労災・雇用保険・人事一般相談	7月9日(月) 午後1時30分～4時30分	保
	6月15日(金) 午後1時30分～4時30分	田
行政相談	7月5日(木) 午後1時30分～4時30分	保
	7月13日(金) 午後1時30分～4時30分	保

専門相談の予約開始... 6月19日(火)(印については、6月5日から受付中) 相談を希望する庁舎の市民相談室に直接または電話で申し込んでください。なお予約開始日には窓口および電話が込み合い、電話がつながりにくくなる場合がありますが、ご了承ください。予約・問合せ ☎464-1311  
 田...田無庁舎2階市民相談室 ☎内線1432  
 保...保谷庁舎1階市民相談室 ☎内線2115